優経通信

2019 1月号 VOL. 085

UK GROUP

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。今年は猪年となりますが、猪は体調管理をするために泥浴をする習性があります。猪が泥浴をする場所を「沼田場（ぬたば）」といい、猪が転がりながら体中に泥を塗る様子を表現した、「ぬたうちまわる」から、「のたうちまわる」ということばができたようです。

昨年 12 月、与党は、2019 年度の税制改正大綱を公表しました。未婚のひとり親への支援策について調整が難航し、当初の予定よりも遅れて公表されました。今回は税制改正大綱の主な点について簡単に記載していきます。

～ 2019 年度税制改正大綱 ～

1.ふるさと納税

ふるさと納税（特例控除）の対象となる基準として、①返礼品の**返礼割合を寄付額の３割以下**とすること、②返礼品を**地場産品**とすること等を条件としました。また、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、総務大臣が指定を取り消すことができるとする旨も盛り込まれました。

2.住宅ローン控除の期間を 3 年延長

消費税率 10%が適用される住宅取得等をして，平成 31 年 10 月 1 日から 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に，住宅ローン控除の適用期間が 3 年延長されました。適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の控除額については，以下のいずれか少ない金額とします（一般住宅の場合）。

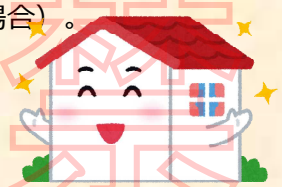

① 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）×1%

② 〔住宅の取得等の対価の額等（消費税抜）〕（4,000 万円を限度）×2%÷3

3.特別法人事業税（仮称）を創設

法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し，特別法人事業税（国税）とします。

特別法人事業税は法人事業税額（標準税率分）を課税標準とし，都道府県に対し法人事業税と併せて申告納付し、平成 31 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用します。**税額の合計額は変わらず、内訳が変更となります**

資本金 1 億円以下を例にとると、

現行：9.6%　⇒　改正後：7%＋7%×37%＝**約 9.6%**

4.未成年者控除等

民法改正における成年年齢引下げを踏まえた税制上の措置を講じられます。例えば、相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を 18 歳未満（現行：20 歳未満）に引き下げるなど、20 歳未満⇒18 歳未満と変更となる予定。未成年者控除の場合、平成 34 年 4 月 1 日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用されます。

5.未婚ひとり親の住民税軽減

以前は、法律婚の配偶者と離婚・死別した場合の優遇措置がありましたが、年間合計**所得１３５万円以下**の一人親は**未婚でも住民税を非課税**とすることとなりました。2021 年度分以後の個人住民税に関して適用されます。今回の改正では住民税のみの優遇措置であり、所得税における優遇措置については見送られることとなりました。

知っとこ！「税務のマメ知識」

【 ふるさと納税 】

皆さんはふるさと納税を活用していますか。総務省が、昨年 11 月 16 日に発表した「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果」で、返礼品が実質 3 割超だったのは 25 自治体で、前回調査から約 10 分の 1 に減少し、地場産品以外を送付しているのは 73 自治体で、前回から半減しています。

総務省は以前より、高額な返礼品は地域貢献というふるさと納税の趣旨に沿わないとして規制強化を進めており、自治体に返礼品の見直しを求めていましたが、未対応の自治体もあることから、今回の改正大綱に盛り込まれたものと思われます。

また、ふるさと納税を集めるのに欠かせないのが、インターネットの「ポータルサイト」。最近ではいくつものサイトができ、比較も行ないやすく、とても便利な機能です。しかし、そのサービスは、寄付の金額に応じて 10%程度の手数料を各自治体が支払う形が多いようです。返戻割合を 3 割に抑えたことにより、反対にＰＲ費としての費用が増加していく傾向になっています。ふるさと納税は、公益性が高い寄付として、優遇されているにも関わらず、その寄付の 1 割以上が自治体に届かず、サイト業者に利益をもたらす状況になっています。

今月のいろいろ「掲示板」

✲1 月提出･納付✲

･源泉所得税（納期の特例）
納付期限･･･1/21
前年 7 月から 12 月までの徴収分を納付

･給与支払報告書
提出期限･･･ 1/31
提出先･･･給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長に提出

･法定調書合計表
提出期限･･･ 1/31
提出先･･･税務署

･償却資産申告書
提出期限･･･ 1/31
提出先･･･事業所がある市区町村

✲スタッフブログ✲

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<💻 http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢 ✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
運勢が活気に満ちあふれています。リーダーシップを取ることにより、円満な人間関係を築いていくことができるでしょう。	恋愛面が好調です。交際中の場合は愛が深まっていくため、短い時間でも顔を合わせる機会をつくってみてください。	友人や同僚から嫌なウワサを耳にしたりと、ちょっとした波乱があるかも。ぶれない意志を大切にすると、丸く収まります。	人間関係の調和を求めるには、もってこい。あなたの近くでギクシャクしていた人同士は歩み寄るでしょう。

優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂４階

TEL03-5206-7457　FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp　💻http://www.uk-g.co.jp

いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。